

広島県漁業取締船「しおかぜ」

定期検査船体整備業務仕様書

令和 8 年 8 月
広島県水産課

「しおかぜ」の概要

全 長 20.71 メートル

全 幅 4.60 メートル

深 さ 2.26 メートル

総 ト ン 数 29 トン

船 質 アルミニウム合金

船 型 V型構造

主 機 関 DDC/MTU 12V2000M91 (1,017kW／2,276RPM)

補 機 関 FEG40S 40KVA

航 行 区 域 平水区域

第1 一般事項

- 1 船舶安全法（昭和8年 法第11号）第5条第1項第1号に基づく広島県漁業取締船「しおかぜ」の法定検査（以下「定期検査」という。）受検及びこの検査に必要な船体整備を広島県（以下「発注者」という。）の指示に従い、誠実丁寧に実施すること。
- 2 受注者は本船の船体に係る定期検査を受検するに当たり一切の手続きを行うとともに、検査に合格するために必要な整備を実施すること。
- 3 受注者は、本仕様書に基づき一切の業務を管理するとともに、災害事故に留意するものとする。なお、履行期間中の関連事故については、受注者の責任において保障すること。
- 4 機関については、別途整備、受検するため、工程を勘案して齟齬のないよう進めること。
- 5 本仕様書及び施行方法等に疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けるものとする。
- 6 検査受検及び整備に当たり、次の事項は付帯事項であるとして受注者側において実施すること。
 - (1) 整備不良箇所の手直し
 - (2) 受検・整備等の作業により破損した部分の修理復旧
 - (3) 受検・整備終了後の清掃
- 7 発注者から手直し又は取り替えの指示を命ぜられた箇所については、速やかに実施するとともに業務完了時に発注者の再検査を受けるものとする。
- 8 本仕様書に記載の無い業務で、本業務に必要と認められるものについては、発注者と協議して履行するものとする。また、本仕様書に記載の業務で、本仕様書に記載のない部品及び材料を交換する必要がある場合は、別途協議するものとする。
- 9 本業務で交換した既設部品等については、受注者側において適切に廃棄すること。
- 10 本業務の検査完了は、全ての業務完了後の検査結果に基づき決定するものとする。
- 11 受注者は業務物件の引渡し後1ヵ年以内に発注者の正常な管理の下において生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により、受注者の負担で修理又は部品の取替をするものとする。
- 12 次の者を本業務の監督員として指定する。
広島県農林水産局水産課 技師 中谷共希

第2 履行期間等

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、令和8年12月12日から令和9年3月12日までの間に法定の試験を適切に受検することとする。

なお、天候等の都合による日数の延長は認めるが延長に伴う滞架費用の増額は認めないものとする。

第3 業務内容

1 船体関係の整備

(1) 船体上下架・滞架・清掃

ア 船体上下架

アルミニウム合金製の船体であるため集中荷重のかからないよう十分に配慮し、船体に損傷の生じないよう、安全確実に上下架すること。

なお、土・日・祝日（閉庁日）の上下架は行わないものとする。

イ 滞架

整備及び検査に必要な期間の滞架を行うこと。なお、滞架中の安全及び警備に関する一切の責任を負うこと。

ウ 栈橋係船

必要な期間の係船を行うこと。なお、係船中の安全及び警備に関する一切の責任を負うこと。

エ 船体養生

整備箇所以外の他の設備の汚損防止のため、適切な養生を施すこと。

オ 足場仮設

安全に最大限配慮するとともに、船体に損傷がないよう、適正な足場を設置すること。

カ 船底外板、船体外板及び上部構造物の清掃

清水高圧洗浄により洗浄を行い、船体の付着物等を除去すること。

キ シーチェスト清掃

シーチェストの解放、清掃を行い、内部を塗装の後、復旧すること。

(2) 船体塗装

船体塗装については本仕様書の他、「しおかぜ」の「塗装要領及び色彩計画」に従って行うこと。
なお、使用後の残塗料は受注者において適切に処理すること。

ア 船底

船底外板を清水洗い後、塗膜不良部は剥離し、十分乾燥させてから下地処理（プライマータッチアップ塗装）を行い、上塗り塗料を丁寧に塗装してむらの無いよう仕上げること。なお、シーチェストの内部は完全に乾燥させた後に塗装すること。

〔	使用塗料：下塗り	エポパワ AL プライマー及び KT ビニル A/C-HB	〕
	上塗り	カポート A/F シャープ 7000AL-SP レッド	

イ 船側外板

船側外板を清水洗い後、十分乾燥させてから下塗り塗料を塗装し、その上に上塗り塗料を丁寧に塗装してむらの無いよう仕上げること。

〔	使用塗料：下塗り	NOA A/CⅡプライマー	〕
	上塗り	ポリウレタンイソック M グレー	

(3) 防食用アルミ合金陽極板の新替え

船体の防食用アルミ合金陽極板 16 個を新替えすること。

なお、シーチェスト内以外の 12 個のアルミ合金陽極板のナット取付部をシリコンパテで埋めること。

ア トランサム 8箇所

イ 船底 4箇所

ウ シーチェスト内 4箇所

〔	交換部品：アルミ合金陽極板	AB-3	12 個（トランサム 8 箇所、船底 4 箇所）	〕
		AB-3 (1/2 サイズ)	4 個（シーチェスト内 4 箇所）	

(4) 舵、舵軸

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア 舵

(ア) 取外し及び復旧

両舷の舵及び船体に損傷が生じないように十分に配慮し、安全確実に脱着すること。

(イ) 清掃研磨

フジツボ、海藻等付着物を完全に除去し、清掃した後、ディスクサンダー又はワイヤーブラシ等により研磨すること。

(ウ) カラーチェック

浸透液を使用した浸透探傷試験により、舵及び舵軸のカラーチェックを行うこと。

イ 舵軸管

(ア) 支面材の新替え

〔交換部品：支面材（フェノール製） 上部軸受け（ $\phi 100 \times$ 軸 75×75 ）
下部軸受け（ $\phi 100 \times$ 軸 75×150 ）〕

(イ) Xリングの新替え

〔交換部品：Xリング $\phi 100 \times \phi 75$ 〕

(ウ) 舵軸管の間隙計測（計測表作成）

舵軸と舵軸管の間の間隙を計測し計測表 1 部を提出すること。

ウ 舵、舵軸の外観検査

(5) 清水タンク

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア 解放清掃

清水タンク（800 L）のマンホールを開き、内部を空にしたうえで清掃すること。

イ 飲用水検査

塗装後の清水タンクに注水し、その清水について、船員労働安全衛生規則第 40 条の 2 で掲げられた公的機関の検査を受け合格し、結果表 1 部を提出すること。

(6) 船体

次の設備について整備後、法定の検査を受検すること。

ア 船体の各効力検査

イ 船体外部の外観検査

ウ 船体内部の外観検査

エ 居住設備の外観検査

オ 閉鎖装置の水密開閉試験

2 機関関係の整備

(1) 船底弁

次の弁の解放清掃、グラントパッキン交換を行い、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア 主機関船底弁（100A 2 基）

イ 補機関船底弁（25A 1 基）

ウ 雑用海水兼ビルジポンプ用船底弁（40A 2 基）

エ エア抜き弁 (15A 4 基)

〔交換部品：グラントパッキン〕

(2) 動力伝達装置及び軸系

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア プロペラ (両舷)

(ア) 取外し及び復旧

プロペラ及び船体に損傷が生じないよう十分に配慮し、安全確実に脱着すること。

(イ) 清掃研磨

フジツボ、海藻等付着物を完全に除去し、清掃した後、ディスクサンダー又はワイヤーブラシ等により研磨すること。

(ウ) カラーチェック

浸透液を使用した浸透探傷試験により、カラーチェックを行うこと。

(エ) 防食用アルミの新替え

両舷プロペラの防食用アルミを新替えすること。

なお、取付ナットは、「ゆるみ止め」に当たるまで締めた上、ナット取付部をシリコンパテで埋めること。

〔支給部品：防食用アルミ (図面番号 AL130) 〕

(オ) キャビテーション計測 (計測表作成)

プロペラ製造業者の立会いのもと、両舷プロペラに発生しているプロペラキャビテーション侵食部の計測を行い、報告書 1 部を作成すること。

イ プロペラ軸 (両舷)

(ア) 軸継手 (カップリング) の取外し及び復旧

軸継手 (カップリング)、船体及び主機関減速機に損傷のないよう十分に配慮し、安全確実に脱着すること。

(イ) プロペラ軸の抜出し及び復旧

プロペラ軸及び船体に損傷が生じないよう十分に配慮し、安全確実に脱着すること。

(ウ) 清掃研磨

フジツボ、海藻等付着物を完全に除去し、清掃した後、ディスクサンダー又はワイヤーブラシ等により研磨すること。

(エ) カラーチェック

浸透液を用いた浸透探傷試験により、カラーチェックを行うこと。

(オ) プロペラ軸受の間隙計測 (計測表作成)

プロペラ軸とプロペラ軸受けの間の間隙を計測し、計測表 1 部を提出すること。

ウ プロペラ軸封装置 (シールスタン TSH-95)

(ア) パッキン等の新替え

既設の設備を解放し、内部清掃後、パッキン等の部品を新替えすること。

〔交換部品：シールリング、ダイヤフラム、パッキンセット、シートリング、
グラントパッキン (6501L PILLAR)、カーボンブラシ〕

(イ) 支面材の新替え

〔交換部品：支面材 EVR SS-95〕

(ウ) ピーコックの新替え

〔交換部品：ピーコック〕

エ プロペラ軸受け

支面材の新替え

〔交換部品：支面材 EVR $\phi 130 \times$ 軸 100×420 〕

(3) 管装置

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア 燃料タンクの整備（内部清掃）

燃料タンク（6,000 L）のマンホールを開き、内部を空にしたうえで清掃すること。また、燃料タンク内の残油を一時保管するためのタンク又はドラム缶（軽油用）を必要数用意し、燃料残油を保管すること。

なお、一時保管していた燃料残油のうち底部に溜まったビルジ 100 L 程度を取り除いて復旧すること。

イ 主機関海水こし器（2 基）

(ア) 解放清掃

(イ) 防食亜鉛の新替え

〔交換部品：防食亜鉛（ $\phi 120$ ）〕

ウ 補機関海水こし器（1 基）

(ア) 解放清掃

(イ) こし網の新替え

〔支給部品：こし網 5K-25 S-Type 用 SS400〕

(4) 機関設備関係効力試験

次の設備について整備後、効力試験を実施し、法定の検査を受検すること。

ア 通風用送風機遠隔停止装置

イ 燃料油タンク遠隔閉鎖装置

ウ 主機の遠隔制御装置

エ 発電機用原動機

3 排水設備関係の整備

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

(1) 雑用海水兼ビルジポンプ（FA40-B6RC 1 基）

ア 解放清掃

設備を解放し、内部清掃、部品交換後、適切に復旧すること。

イ ゴムインペラの新替え

〔交換部品：ゴムインペラ（JN9-MRC）〕

(2) 危急用手動ポンプ（WP-J52-25AP 2 基）の解放清掃

機関室及び船首倉庫の応急用手動ポンプを解放し、内部清掃後、適切に復旧すること。

(3) 各種配管

次の配管を解放し、内部清掃後、適切に復旧すること。

ア 清水排水配管洗浄（上甲板手洗い場） 洗浄

イ 雑用海水兼ビルジポンプ配管 洗浄

(4) ローズボックス（7箇所）の解放清掃

ローズボックス（船首倉庫1箇所、空所1箇所、タンク室2箇所、機関室2箇所、舵機室1箇所）を解放し、本体及び設置箇所周辺を清掃後、適切に復旧すること。

(5) 排水設備の効力試験（ビルジ吸引試験）

排水設備の作動確認を行い、効力試験を受検すること。

(6) トイレ用船底波止弁の解放清掃

波止弁を解放し、内部清掃後、適切に復旧すること。

4 操舵、係船、揚錨設備の整備

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

(1) 操舵設備

ア 電動油圧操舵装置（UES-AC-80XT-ED12）

(ア) ポンプユニットの解放清掃

ポンプユニットを解放し、内部清掃、法定の検査を受検し、適切に復旧すること。

(イ) 作動油タンク天板のパッキン交換

ポンプユニットの解放整備後、タンク天板のパッキンを新替えること。

〔交換部品：ヒーパー製パッキン〕

(ウ) 操舵装置用潤滑油の新替え

〔交換部品：潤滑油 スーパーハイランド32〕

(エ) 操舵装置の塗装（タンク、ACパワーユニット、セキュリティバルブユニット）

適切な養生を施した上、塗装不良部を剥離し、うす緑色の塗料でむらなく上塗り塗装すること。

〔使用塗料：メーカー推奨塗料（うす緑色）〕

(オ) 操舵機追従装置の作動試験

操舵装置の舵機追従送致の作動確認及び調整を行うこと。

(カ) 操舵装置及び補助操舵装置の作動試験

操舵装置の作動確認を行い、効力試験を受検すること。

(2) 係船及び揚錨設備

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

ア 錨及び錨鎖の現状検査

イ 法定属具及び係船用索具の現状検査

5 航海用具、一般設備、救命設備、消防設備の整備（国交省中国運輸局の検査に係る整備）

(1) 航海用具

次の設備について整備後、作動確認を行い、法定の検査を受検すること。

- ア 航海用具（号鍾、形象物等）
- イ 航海灯
- ウ 汽笛装置
- エ ナブテックス受信機（NCR-700A）
- オ 航海用レーダー（JMR-5425-6XHR（副指示部としてJMA-5320-6HSを含む。））
- カ 磁気コンパス
- キ 衛星コンパス
- ク 衛星航法装置（JLR-7700MK II）
- ケ 国際VHF無線電話装置（VHF デジタル選択呼出・聴取装置、JHS-770S）
- コ 27MHzDSB送受信機（JSD-283）
- サ GPSプロッター魚探（HE-731S）

(2) 一般設備

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

- ア 居住設備、衛生設備及び脱出設備の現状検査
- イ 各所非常時説明に関する掲示板の現状検査

(3) 救命設備

次の設備について整備後、法定の検査を受検し、検査後正常な状態に復旧すること。

- ア 膨張式救命筏（FRN-SN-20（自動離脱装置含む））

(ア) 漏洩試験等各試験受検

(イ) 装備品の新替え

〔交換部品：装備品一式〕

(ウ) ガスボンベの新替え

〔交換部品：ガスボンベ〕

- イ 衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB JQE103）を衛星非常用位置指示無線標識（Tron 60AIS）に新替え

〔新替え部品：衛星非常用位置指示無線標識（Tron 60AIS）〕

- ウ レーダートランスポンダー（SART JQX-30A）をレーダートランスポンダー（Tron SART20）に新替え

〔新替え部品：レーダートランスポンダー（Tron SART20）〕

- エ 持運び式双方向無線電話装置（JHS-7）の一次及び二次電池の新替え

〔交換部品：一次電池、二次電池〕

- オ 自己発煙信号（KM83 2個）の新替え

〔交換部品：自己発煙信号 KM83 2個〕

- カ 落下傘付き信号（KM55 4個）の新替え

〔交換部品：落下傘付き信号 KM55 4個〕

- キ 火せん（KM25 2個）の新替え

〔交換部品：火せん KM25 2個〕

- ク 救命浮環（NS-250 2個）の現状検査

- ケ 非常用救命胴衣（NS-07 20着）の現状検査

コ 自己点火灯 (KM-76S) の現状検査

6 無線船舶局定期検査に係る整備 (総務省中国総合通信局の検査に係る整備)

次の無線船舶局に係る無線設備を整備し、電波法第 73 条第 1 項の検査を受検する。

- (1) ナブテックス受信機 (NCR-700A)
- (2) 航海用レーダー (JMR-5425-6XHR (副指示部として JMA-5320-6HS を含む。))
- (3) 衛星航法装置 (JLR-7700MK II)
- (4) 国際 VHF 無線電話装置 (VHF デジタル選択呼出・聴取装置 JHS-770S)
- (5) 27MHzDSB 送受信機 (JSD-283)
- (6) 衛星非常用位置指示無線標識 (Tron 60AIS)
- (7) レーダートランスポンダー (Tron SART20)
- (8) 持運び式双方向無線電話装置 (JHS-7)

7 電気設備関係の整備

- (1) 電気設備の絶縁抵抗測定 (記録表作成)

絶縁抵抗測定を実施し、計測結果をまとめた計測表 1 部を提出すること。

- (2) 電気設備関係の効力試験

次の設備について整備後、効力試験を実施し、法定の検査を受検すること。

- ア 非常停止装置
- イ 一般警報装置
- ウ 非常灯装置
- エ 船内指令装置
- オ 応信ベル
- カ 主機関及び補機関警報装置

- (3) 電動通風機

次の設備を解放し、内部清掃後、適切に復旧すること。

- ア 機関室 (KFDS-550B 2 基)
- イ 舵機室 (KFDS-300C 1 基)

- (4) バッテリー

- ア 主機関バッテリー交換

バッテリー 4 基を新替えること。

〔交換部品：バッテリー GS ユアサ 210H52 4 基〕

- イ 補機関バッテリー交換

バッテリー 2 基を新替えること。

〔交換部品：バッテリー GS ユアサ 210H52 2 基〕

8 主機関等整備業務に係る付帯業務

「定期検査機関整備業務」を受注した機関整備業者と連携を図り、主機関等 (両舷主機関、両舷逆転減速機及び補機関) の陸揚げ作業を行うこと。なお、作業中は、主機関等及び船体に損傷が生じな

いよう十分に配慮し、適切に養生するとともに配線・配管の取外しは細心の注意を払いながら、業務を実施すること。

(1) 主機関等の陸揚げに係る付帯整備（主機関等陸揚げ）

ハッチ及びオーニングの解放、主機関等の取外し、陸揚げを行い、主機関等の整備完了後、積み込み、正常な状態に復旧すること。

9 海上試運転立会い

整備完了後、海上試運転及び性能試験を行うこと。

10 その他（整備・受検に係る業務）

(1) 法定検査申請手続き

(2) 整備前及び整備完了後の写真撮影記録作成

(3) 陸上電源の供給

上架及び係船期間中は、陸上電源（AC200V 又は AC100V）を供給すること。

(4) ビルジの処理

本業務で発生したビルジは受注者において適切に処理すること。

第4 成績表の提出

業務完了後、速やかに諸検査成績表及び試運転成績表の正副2部を発注者に提出すること。

第5 提出書類（各1部）

1 契約後直ちに提出するもの

(1) 業務工程表

(2) 費用内訳書

2 業務完了後に提出するもの

(1) 完了通知書

(2) 業務の経過を示す写真

(3) キャビテーション計測表

(4) 飲用水検査結果表

3 その他発注者が必要と認めるもの